

魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 平成30年7月5日（木）
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第1会議室

議 事

- 第 1 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 18 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第 3 議案 第 19 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 20 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 5 議案 第 21 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 平成30年7月5日(木)

2. 総会の場所 魚津市役所第1会議室

3. 農業委員の定数 14名

4. 総会に出席した農業委員の数 11名

2番 谷越 彦茂 3番 沖本 喜久雄 4番 野崎 努

5番 小坂 芳夫 7番 石坂 誠一 8番 中山 修

9番 徳本 久邦 10番 原 武雄 11番 関口 たず子

13番 中島 悦子 14番 杉山 篤勇

5. 総会に欠席した農業委員の数 3名

1番 北田 直喜 6番 谷口 敬蔵 12番 中田 登與志

6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 6名

下中島地区 吉崎 進 上中島地区 溝口 敏正

加積地区 畠山 勇 天神地区 幅 昭夫

道下地区 大崎 章博 経田地区 寺口 則康

7. 議事録署名委員

13番 中島 悦子 11番 谷越 彦茂

8. 総会に出席した職員

事務局長 浦田 誠 庶務係長 五十嵐 孝

主任 杉本 ゆき子 主事 高木 宣行

主事 横田 悠介

【開 会：午後1時30分】

杉山会長： それではただ今から平成30年度7月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中11名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、13番中島委員、2番谷越委員にお願いいたします。

議案第18号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

横田主事： 議案第18号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可の決定についてご説明いたします。

2ページ目をご覧ください。

今月の申請は天神地区の1件のみで面積が377㎡です。

それでは次のページをご覧ください。今月の総括表です。読み上

げてご説明いたします。

【議案第18号 議案書をもとに朗読】

今回の申請は、いずれも農地法による各基準を満たしていることから、所有権移転による農地取得について特に問題ないと思われます。事務局からの説明は以上です。

杉山会長： ただいま事務局からの説明が終わりました。
それでは担当地区委員からの説明をお願いします。

中山委員： 譲受人は従来から譲渡人の田を耕作しております。譲渡人は自身の所有する他の田も整理したい意向です。事務局説明のとおり、問題無いと思います。

杉山会長： ただいま事務局並びに担当確認委員から説明を求めましたが、今回は、地区担当推進委員も出席しておられますので、何かご意見がありましたらご発言願います。

幅委員： 特に問題ないと思います。

杉山会長： その他に何かご意見はありますか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは許可決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第18号は許可決定いたします。
議案第19号農地法第5条の規定による事業計画変更申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

高木主事： 議案第19号農地法第5条の規定による事業計画変更申請に対する意見決定についてご説明いたします。5ページ目をご覧ください。

【議案第19号 議案書をもとに朗読】

以上、農地の区分と転用目的については適当であると考えられ、すべての許可要件を満たしていると考えますので本案件の事業計画変更申請に問題はないものと考えられます。

杉山会長： 続きまして担当地区委員の説明をお願いします。

小坂委員： 隣接地権者からも同意を得ており、特に問題無いと思います。

杉山会長： ただいま地区委員からの説明が終わりましたが、地区担当推進委員も出席しておられますので、含めて何かご意見がありましたらご発言願います。

畠山委員： 現地を確認して来ましたが、何の問題も無いと思います。

杉山会長： その他に何かご意見はありますか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは意見決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第19号は意見決定いたします。

議案第20号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

高木主事： 議案第20号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。7ページ目の説明概要をご覧ください。今月の5条申請は6件ございました。転用別内訳は、表のとおりで、地区別の内訳は下中島地区1件、上中島地区1件、加積地区2件、道下地区1件、経田地区1件、合計面積が6,594.91㎡です。それでは8ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたします。

【議案第20号 議案書をもとに朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

杉山会長： それでは担当地区委員の説明をお願いします。

石坂委員： 譲渡人は相続により農地を取得されたのですが、2～3年前に大

規模な宅地転用をされて、その時に現在地も話に上っていたが、一度には無理ということで、今回申請したものです。需要のある場所だと考えており、近隣の方の了解も得られております。周囲への影響等も問題ないと思います。

野崎委員： 現場を見てきましたが、既に砂利造成されておりました。場所的には周囲への影響等問題はありませんが、違反転用ということなので、個人的にはペナルティがあってもよいと思います。

小坂委員： 先ほど述べましたが、事務局から説明のあったとおり何の問題も無いと思います。

原委員： 現地で申請者からお話しを伺いました。近隣の方の同意、排水関係について問題無いことを確認しております。

杉山委員： 現地を確認しましたが、事務局からの説明どおり一体利用することで問題ないと思います。

杉山会長： ただいま事務局並びに担当確認委員からの説明が終わりました。本日出席の地区担当推進委員も含めまして、何かご意見がありましたらご発言願います。

大崎委員： 違反転用に対するペナルティルールはありますか。

高木主事： 農地法に罰則規定はあります。しかし、富山県で適用された例はなく、調査のため許可が1か月遅れるという対応をしております。

杉山会長： その他に何かご意見はありますか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは意見決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第20号は意見決定いたします。議案第21号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利

用集積計画の決定について事務局より説明を求めます。

杉本主任： 議案第21号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。魚津市長より平成30年6月28日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。12ページが総括表、13ページからが一覧表になります。今月の案件は、1議案22件で、すべて農協を通じて利用権設定を行う転貸であります。新規と再設定の内訳は、新規が7件15筆12,471㎡再設定が15件36筆44,936㎡です。全て合わせると22件51筆57,407㎡です。

以上の計画は、農用地の利用、農作業状況等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

杉山会長： 説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第21号は総括表記載のとおり決定いたします。

杉山会長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後3時20分】

以上、会議の次第を述べるとともに相違無いことを証するため署名する。

平成 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

【別添】

農地法第3条調査書

議案第18号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 横田 悠介
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし。	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないので適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・今回の申請地は、現に譲受人が耕作しており、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、6月25日、原委員と事務局高木、横田が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第5条調査書

議案第20号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、10ha未満（2ha）の一団の農地の区域内にあり、かつ、住宅用地等の連担している土地に近接していることから第2種農地と判断します。 転用許可基準は、代替可能性勘案の必要なし（集落接続）です。	
転用目的	国道8号線等幹線道路に近くアクセスも良好で、小学校、保育園にも近く子育て世帯の需要を見込んでおり、注文住宅敷地5区画分として利用する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金についても全額自己資金でまかなう計画で残高証明書を申請書に添付しておりますので、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、法定外公共物（農道・水路）は、管理する市から払下げ予定ですので、農地と一体として利用する見込みがあります。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、注文住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は注文住宅を建築する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	造成工事については、隣接地との境界にコンクリート擁壁を設け、近隣の農地などに被害の及ばぬように充分配慮されており問題ないと考えます。 生活排水は公共下水道を利用し、雨水等の排水については、隣接する入川及び市道側溝へ放流する計画であり、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第20号 受付番号2番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、10ha未満（2ha）の一団の農地の区域内にあり、かつ、住宅用地等の連担している土地に近接していることから第2種農地と判断します。 転用許可基準は、代替可能性勘案の必要なし（集落接続）です。	
転用目的	申請地周辺の住宅団地において子どもの成長に伴い自宅敷地で駐車スペースを確保できず貸駐車場を求めるケースが増えてきたことから、3台分の貸駐車場敷地として利用する計画です。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら埋立をして無断転用していたことを反省し、始末書を添付されています。必要な資金については、自己資金でまかなう計画であり、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、違反転用であるため既に造成済みです。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	隣接宅地は、売買により宅地所有者から取得見込であり、また、法定外公共物（水路）がありますが、管理する市から払下げを受ける予定であり、申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがあります。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、貸駐車場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は貸駐車場を建築する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界には既にコンクリート擁壁が設置されており、雨水は地下へ自然浸透させる計画であり、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第20号 受付番号3番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね25haの一団の農地の区域内にあり、かつ、土地改良事業施行済農地であり、第1種農地と判断します。転用許可基準は、集落接続です。	
転用目的	現在、妻と子ども2人の家族4人でアパート生活をしておりますが、子どもの成長に伴い、アパートが手狭になってきたため、一般住宅への転用事業を継承して一般住宅敷地として利用する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については、すべて借入金でまかなう計画で事前審査回答書を申請書に添付しておりますので、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、一般住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は一般住宅を建築する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、隣接する農地に被害の及ばぬように十分配慮し、生活排水は公共下水道を利用します。雨水排水は、隣接する水路へ放流する計画であり、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第20号 受付番号4番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね25haの一団の農地の区域内にあり、かつ、土地改良事業施行済農地であり、第1種農地と判断します。 転用許可基準は、集落接続です。	
転用目的	現在、妻と子ども2人の家族4人でアパート生活をしておりますが、子どもの成長に伴い、アパートが手狭になってきたため、一般住宅への転用事業を継承して一般住宅敷地として利用する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については、すべて借入金でまかなう計画で事前審査回答書を申請書に添付しておりますので、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、一般住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は一般住宅を建築する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、隣接する農地に被害の及ばぬように十分配慮し、生活排水は公共下水道を利用します。雨水排水は、隣接する水路へ放流する計画であり、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第20号 受付番号5番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、街区面積に占める宅地の面積割合が40%を超える市街化傾向区域であり第3種農地と判断します。 転用許可基準は原則許可です。	
転用目的	申請地周辺には小学校、中学校、保育園があり子育て世帯の需要を見込んでおり、注文住宅敷地15区画分として利用する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金についても全額自己資金でまかなう計画で残高証明書を申請書に添付しておりますので、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み	申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、都市計画法第30条の規定による開発行為の許可申請済で、許可見込みがあります。	
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、法定外公共物（水路）は、管理する市から払下げ予定です。農地と一体として利用する見込みがあります。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、注文住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は注文住宅を建築する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	造成工事については、隣接地との境界にコンクリート擁壁を設け、近隣の農地などに被害の及ばぬように充分配慮されており問題ないと考えます。 生活排水は公共下水道を利用し、雨水等の排水については、申請地内に流用計算に基づく必要な調整池を設け、流用調整のうえ隣接する既存水路へ放流する排水計画が申請書に添付されており、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第20号 受付番号6番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、街区面積に占める宅地の面積割合が40%を超える市街化傾向区域であり第3種農地と判断します。 転用許可基準は原則許可です。	
転用目的	申請地周辺には小学校、保育園があり子育て世帯の需要を見込んでおり、注文住宅敷地2区画分として利用する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金についても全額自己資金でまかなう計画で残高証明書を申請書に添付しておりますので、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、隣接宅地は既に取得済みですので、農地と一体として土地を利用する見込みがあります。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、注文住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は注文住宅を建築する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界には既にコンクリート擁壁が設けられており、近隣に被害の及ばぬように充分配慮されており問題ないと考えます。 生活排水は公共下水道を利用し、雨水等の排水については、申請地西側に接する道路側溝水路へ放流する計画であり、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		